

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年5月
南 牧 村

1 現状（平成20年4月1日現在）

（1）職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び民間のデータ

区分	公務員			民間		
	平均年齢	職員数	平均給与月額（円）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（円）
全体	48.8	5	274,480	—	—	—
用務員	51	2	283,450	用務員	53.9	215,900
自動車運転手	41	1	※	自家用乗用自動車運転手	55.8	235,300
その他	50.5	2	292,200	—	—	—

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、時間外勤務手当等の諸手当を合計したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年から18年までの3カ年平均）

※技能労務職の職種と区分の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致してのものではありません。

（2）年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～23歳	～27歳	～31歳	～35歳	～39歳	～43歳	～47歳	～51歳	～55歳	～59歳	以上	
全体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
用務員							1		3	1			5
自動車運転手							1						1
その他									2				2

（3）その他給与に関する事項

ア 給料表 行政職給料表（一）適用

イ 手当 一般行政職に準じて支給

ウ 昇給基準 毎年1月1日に前1年間の勤務成績を基に、4号給を標準として昇給

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する労働者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員数については、退職職員の補充を見送り、業務委託、臨時職員等を活用します。

3 具体的な取組内容

現在一般行政職と同様の給料表を使用していますが、職員の退職不補充の状況を考慮しながら、行政職給料表（二）の導入の有無について検討を行います。

4 その他

退職職員については、補充を見送ることとしており、また一般行政職への任用も検討し、職員の減員に努めてまいります。